

## 建設工事修補取扱基準

### 第1 趣旨

この基準は、建設工事の修補の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 適用

この基準は、静岡市が施工する建設工事に適用する。

### 第3 修補の通知

検査の結果、検査に合格せず修補が必要であると建設局土木部技術政策課長（以下「技術政策課長」という。）が認めたときは、工事修補通知書（静岡市工事検査実施要綱（平成15年4月1日施行）様式第8号）により主管課長に通知するものとする。

### 第4 措置

主管課長は、工事修補通知書により通知を受けたときは、当該工事の請負人に対し、修補を命ずるものとする。ただし、修補の事由が、次の（1）又は（2）の場合にあっては、検査員の指示（口頭により改善を求めることをいう。）によることができる。

（1）構造上又は機能上支障とならない軽微なもの

（2）現場の清掃、後片付け等の不備

### 第5 完了届

主管課長は、修補を完了したときは、工事修補完了届（静岡市工事検査実施要綱 様式第9号）を技術政策課長に提出するものとする。

#### 附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。